





2007.12

## 1 お知らせ

基準を満たしていない自動車については、初度登録日に応じて猶予期間を設けていますが、 平成19年10月1日時点で、普通貨物自動車の場合は平成8年9月30日以前(バスの場合は 平成5年9月30日以前、特種自動車の場合は平成7年9月30日以前)の初度登録の車はす べて猶予期間を経過しているため、規制対象地域内を運行できませんのでご注意ください。

## 【兵庫県条例による規制内容】

自動車NOx·PM法の排出基準に適合しない車で、車両総重量8トン以上の自動車(バスにつ いては定員30人以上の大型バス)は、猶予期間を超えて、阪神東南部地域(神戸市灘区、東 灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市)内を運行することができません。

なお、規制除外ケース、規制除外路線を定めるほか、特種自動車の一部は規制対象外とし ています。

# 2 ディーゼル自動車等運行規制に伴う検査結果等について

#### (1)カメラ検査

カメラ検査は、規制対象地域内の道路で、走行車両のナンバープレートを撮影し違反 車両であるかを確認しています。

年·月	撮影車両	規制対象車両 (違反車両)	県内規制対象車両 (違反車両)	県外規制対象車両 (違反車両)
H16 . 10 ~ H19 . 3	1,309,071	185,193 (1,553)	59,348 (348)	125,845 (1,205)
H19 . 4	37,906	4,528 (115)	1,808 ( 32)	2,720( 83)
H19.5	36,996	4,226 (163)	1,469 ( 37)	2,757 (126)
H19.6	50,798	6,151 (200)	2,099 ( 37)	4,052 (163)
H19.7	33,773	4,424 (174)	1,704 ( 46)	2,720 (128)
H19.8	39,607	6,388 (203)	1,638 ( 31 )	4,750 (172)
H19.9	38,549	4,912(191)	1,906 (47)	3,006 (144)
H19 . 10	46,490	6,614 (234)	2,507(70)	4,107 (164)
計	4 500 400	222,436 (2,833)	72,479 (648)	149,957 (2,185)
	1,593,190	100% (1.27%)	32.6%(0.89%)	67.4% (1.46%)

平成19年10月までのカメラ検査で撮影した規制対象車両は222,436台(県内72,479台、 県外149.957台)で、うち違反車両は2.833台(県内648台、県外2.185台)となっています。 違反車両台数の府県別内訳は別表のとおりで、兵庫県、岡山県、京都府、奈良県で

多く、4府県で全体の約50%を占めています。また、種別では事業用が83%、自家用が17%と なっています。

府県名 兵庫県 岡山県	業用	自家用	計	<del></del>		考	
-				支局名	事業用	自家用	うちバス
	405	400	040	油口	297	128	6
岡山山	485	163	648	姫路	188	35	
	252	25	277	岡山	248	25	5
				倉敷	4	0	
京都府	192	45		京都	192	45	5
奈良県	153	73	226	奈良	153	73	5 3
大阪府	122	39	161	和泉	102	20	3
,,,,,,,,				大阪	20	19	
広島県	137	9	146	広島 2011	64	3	3
滋賀県	86	29	115	福山 滋賀	73 86	6 29	<u>2</u> 2
和歌山県	89	29	100	和歌山	89	29	6
香川県	86	6	92		86	6	1
愛媛県	83	6		愛媛	83	6	2
				_	75	7	2
三重県	76	7	83	<u>一</u> 鈴鹿	1	0	
				久留米	21	3	2
か 日 日	cc	7	70	ᆉᆔᄴ	27	2	
福岡県	66	7	73	福岡	15	0	
				筑豊	3	2	
福井県	72	0		福井	72	0	5 1
岐阜県	44	12		岐阜	44	12	1
徳島県	40	5	45		40	5	2
山口県	31	2	33		31	2	1
鳥取県	28	5	33	鳥取	28	5	
<b>数</b> 図 I 目	00	_	20	静岡	13	4	,
静岡県	26	6	32	沼津	7	2	4
古加目	25	4	200	浜松	6	0	2
高知県 鹿児島県	25	1 1		高知 鹿児島	25 20	<u>1</u> 1	3
宮崎県	20 17	4	21		17	4	<u> </u>
石川県	20	0	20		20	0	
佐賀県	18	1	10	佐賀	18	1	1
島根県	17	1		島根	17	1	1
				/ <del>-</del>	6	0	
長崎県	16	1	17	長崎	10	1	1
茨城県	4.4	4	15	十油	9	1	2
次城宗	14	1	15	水戸	5	0	1
熊本県	14	1		熊本	14	1	2
富山県	13	2	15	富山	13	2	1
栃木県	14	0	14	宇都宮	11	0	4
				栃不	3	0	1
大分県	12	1	13	大分	12	1	1
て共旧	40	0	40	千葉	5	0	2 5
千葉県	12	0	12	袖ヶ浦	5	0	5
				成田	2	0	2
				三河 尾張小牧	<u>2</u>	<u>1</u> 0	
愛知県	11	1	12	名古屋	6	0	
				豊橋	2	0	1
φC:F3 IEI	_	_	_	立C:F3	5	1	1
新潟県	8	1	9	長岡	3	0	·
巨殴唱	7	2	9	三 田立	5	2	2
長野県		2		松本	2	0	
福島県	8	0	8	福島	8	0	8
北海道	8	0	8	札幌	7	0	
				凶館	1	0	
群馬県	5	1	6	群馬	5	1	1
       	ے	_	-	熊谷	3	0	
埼玉県	5	0	5	所沢	1	0	1
岩手県	E	0	F	川越 岩手	1	0	1
石于宗 <u></u> 秋田県	5 4	0	5	石于 秋田	5 4	0	2
<u>秋田宗</u> 山梨県	4	0	4		4	0	4
宮城県	2	2	4		2	2	4
				Λ=	1	1	1
青森県	2	1	3	青森	1	0	'
山形県	1	0	1		1	0	
神奈川県	0	1	1	湘南	0	1	
	0	1	1		0	1	1
沖縄県計		''					112

## (2)街頭検査

国道43号線等主要幹線道路において、兵庫国道事務所等と合同で検査を実施し、運行車両の車検証の提示を求め運行規制違反の有無を確認しています。

検査期間: 平成16年10月~平成19年11月

検査回数:141回

	検査車両	うち違反車両	
県内車両	306 (24.2%)	10 (3.3%)	
県外車両	961 (75.8%)	42 (4.4%)	
計	1,267 (100%)	52 (4.1%)	

平成19年11月までの街頭検査で確認した車両は1,267台(県内306台、県外961台)で、うち違反車両は52台(県内10台、県外42台)となっています。

違反車両台数の府県別内訳は別表の とおりです。また、種別では事業用が84%、 自家用が16%となっています。

街頭検査(平成19年11月まで)において運行規制違反を確認した府県別台数

应旧夕	車柴田	白宝田	÷⊥	備考		
府県名	事業用	自家用	計	支局名	事業用	自家用
兵庫県	5	5	10	神戸	4	3
大 <u>牌</u> 乐	5	5	10	姫路	1	2
┃ ┃ 大阪府	4	1	5	和泉	2	0
N PIX N J	4	1	3	大阪	2	1
岡山県	4	0	4	岡山	4	0
広島県	4	0	4	福山	3	0
	4	0	7	広島	1	0
愛媛県	4	0	4	愛媛	4	0
和歌山県	3	0	3	和歌山	3	0
岐阜県	2	1	3	岐阜	2	1
滋賀県	2	0	2	滋賀	2	0
鳥取県	2	0	2	鳥取	2	0
石川県	2	0	2	石川	2	0
島根県	2	0	2	島根	2	0
群馬県	2	0	2	群馬	2	0
奈良県	1	1	2	奈良	1	1
大分県	1	0	1	大分	1	0
徳島県	1	0	1	徳島	1	0
山口県	1	0	1	山口	1	0
佐賀県	1	0	1	佐賀	1	0
福島県	1	0	1	いわき	1	0
福岡県	1	0	1	福岡	1	0
京都府	1	0	1	京都	1	0
計	44(85%)	8(15%)	52			

#### (3)立入検査

運送事業者及び荷主等の立入検査を行い、車検証の確認や委託運送事業者への運行規制の遵守に係る措置状況について確認を行っています。

検査期間:平成16年10月~平成19年11月

	事業所数	検査車両	猶予期間切れ車両	違反車両
運送事業者   	938	7,250 (100%)	761 (10.5%)	0 (0.0%)

	事業所数	検査車両	猶予期間切れ車両	違反車両
荷主等	729	174 (100%)	11 (6.3%)	0 (0.0%)

猶予期間切れ車両とは、阪神東南部地域を走行すれば違反となる車両

#### (4) 高校野球応援団バス等調査

第89回全国高校野球選手権大会に伴い阪神甲子園球場に来場する大型バス等について、浜甲子園駐車場においてナンバープレートを記録し、違反車両を確認しました。

調査期間:平成19年8月8日~平成19年8月22日の15日間

調査車両	うち違反車両	
1,707	33	
(延べ2,355台)	(1.9%)	

違反車両33台の府県別内訳は、和歌山県:4台、福井県:3台、秋田県、茨城県、岩手県、 広島県、山梨県:各2台、愛知県、大阪府、岡山県、沖縄県、京都府、埼玉県、佐賀県、島根県、 千葉県、富山県、長崎県、奈良県、新潟県、兵庫県:各1台です。

なお、運行違反車両については、その車両所有者に対して文書で通知し、今後の条例遵守の方策について報告書を求めました。

## 4 トピックス

# 『省エネ家電普及促進に関する協定の締結について』

兵庫県では、平成19年度から3ヵ年「止めよう温暖化!~ひょうごから あなたから~」をキャッチフレーズに県民・事業者・行政が一体となって温暖化防止キャンペーンを展開し、温暖化ガス排出量に占める割合の大きい産業部門、増加率の大きい民生(業務・家庭)部門の取組を重点的に進めています。

家庭での取組のうち、温暖化ガスの削減効果が大きい省エネ家電の普及を促進するため、兵庫県電機商業組合や家電量販店と連携した取り組みを進めます。

その取り組みの一環として、5月28日に兵庫県電機商業組合と「省エネ家電普及促進に関する協定」を締結しました。また6月21日に㈱ミドリ電化及び㈱星電社、8月27日に㈱ケーズホールディングス、9月10日に上新電機㈱とそれぞれ協定を締結しました。

協定の締結により、協定締結店は、お客様に対して、地球温暖化防止の 重要性や省エネ家電購入の効果について適正な情報を提供するなど先進的 な取組を推進し、兵庫県は、これらの取組への協力と積極的な広報等を行う こととしています。

なお、他の家電量販店についても、協議が整い次第、同様の協定を締結する予定です。

皆様、家電製品の買い換えの際には、出来るだけ省エネ性能の高い製品を選びましょう。



啓発用ロゴマーク

発行/兵庫県健康生活部環境管理局大気課 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL:078(362)9092 FAX:078(362)3966

H.P. http://www.pref.hyogo.jp/JPN/apr/index.html

E-mail:taikika@pref.hyogo.jp

発行日 / 平成19年12月20日